

会 議 録

| | |
|-------------------------|--|
| 会 議 の 名 称 | 第4回吉川市手話言語条例検討委員会 |
| 開 催 日 時 | 令和元年5月20日(月) 午後 7時00分から 午後 8時27分まで |
| 開 催 場 所 | 吉川市役所305会議室 |
| 出席委員(者)氏名 (名簿順標記) | 朝日委員、曾我委員、星座委員、野口委員、田口委員 橋本委員、斉藤委員、宮田委員、辻委員、菅原委員 |
| 欠席委員(者)氏名 | — |
| 担当課職員職氏名 | 伴部長、加藤課長、砂川係長、薄田主査、鈴木主事 |
| 会議次第と会議の公開 又は非公開の別 | 1 開会 2 あいさつ 3 議事 4 その他 5 閉会 会議は公開とする |
| 非公開の理由 (会議を非公開にした場合) | |
| 傍聴者の数 | 3名 |
| 会議資料の名称 | 資料1 吉川市手話言語条例(たたき台) 資料2 吉川市手話言語条例(たたき台) |
| 会議録の作成方法 | <input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録 |
| 会議録確認指定者 | 宮田委員、辻委員 |
| その他の必要事項 | なし |

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)

1 開会

2 あいさつ

朝日委員長

条例案が作成され、検討委員会も山場に差し掛かっている。しっかりと議論していければと思う。

3 議事

(1) 吉川市手話言語条例(たたき台)について

事務局より資料1に基づき説明

事務局) 委員の皆さまの意見を基に条例案を作成した。市民の方々に広くご覧いただきたいとの思いで、簡潔にわかりやすい表現とした。条例では「である」調が一般的であるが、堅い印象となってしまうため、「です・ます」調で文章を作成した。

委員長) 項目ごとに意見をいただく。「1前文」に関して意見はあるか。

委員) 事務局から簡潔にまとめたとの話があったが、簡潔すぎる印象。

「前文」にはこれまでの意見・思いを一番反映させることができると思う。

「手話の使用を禁止する時代があった」といった、手話に関する歴史や背景なども入れたほうが良いのではないか。

委員) 手話の歴史について明治時代にまで遡って記載している自治体もある。そこまで前文を長くする必要はないが、歴史的背景は必要かもしれない。

委員) 手話禁止等の背景があって条例策定に至っている。そういった背景も周知していく必要がある。

委員長) 歴史的背景を入れたほうが良いという意見が多い。文章案は事務局に委ねる。

委員) 「ろう者の方々」といった表現になっているが、「ろう者」としたい。

委員) 「方々」という表現では疎外感がある。

委員長) 「ろう者」で統一とする。「ろう者以外の方々」の部分も変更する必要がある。他の自治体では「ろう者以外の者」という表現もある。事務局に委ねる。

委員長) 2行目、「魅力ある言語」という表現はどう考えるか。手話には魅力があると思うが、言語に対して魅力あるといった表現も不自然である。

委員) 「ろう者の言語」としていただきたい。

委員) 1行目、「音声言語である日本語とは異なる」ではなく「音声言語とは異なる」が良い。音声言語は日本語だけではない。

委員) 8行目、「安心して暮らすことができる地域社会」の前に「誰もが」を入れたい。

委員) 吉川市の条例なので、「地域社会」を「吉川市」に変更しても良いのではないか。

委員) 手話はろう者にとって命と同様に大切な言語ということを表示したい。「生きていくために欠かすことができない」といった表現で入れられたら。

委員長) 「1 前文」について様々な意見が出た。事務局で検討していただければと思う。

委員長) 「2 目的」について意見あるか。

委員) 特になし。

委員長) 「3 基本理念」について意見あるか。

委員) 文頭を「ろう者の言語である手話は」にしてほしい。ろう者の言語ということをもう一度強調したい。

委員) 環境の整備などは基本理念に入らないのか。

事務局) 第1条の目的を達成するための基本となる考えを示している。

委員) 環境整備については目的に含まれているため、重ねて表現する必要はない。

委員長) 「4 市の責務」について意見あるか。

委員) 「基本理念にのっとり」ではなく、「目的を達成するために」はどうか。

委員長) 「5 市民の役割」について意見あるか。

委員) 市の責務と同様に「基本理念」を「目的達成」に変更するのか。

委員) 市民は目的達成ではなく基本理念の理解を深めることで問題ないと考ええる。

委員長) 「6 事業者の役割」について意見あるか。

委員) 前文同様に「ろう者」で統一をお願いします。

委員長) 「7 施策の推進」について意見あるか。前回までに災害時に関する議論があったが、第6号に反映されている。

委員) 第5号の手話を学ぶ機会について、これまで義務教育時の手話教育についても議論してきた。もう少し具体的に記載するのはどうか。

委員) 具体的にしたほうが良いと思う。

委員) 手話の意義や歴史について次世代に繋いでいくことを考えると重要なことである。

委員) 条文とは別の話になるが、中学校でも手話を学ぶべきだと考える。

小学校で終わりではなく、継続的に教育していくべき。

委員) 第4号の「その他の手話による意思疎通の支援」とは何を想定しているのか。

事務局) 手話通訳者ではなく、ボランティアの方などを想定している。

委員) それであれば省いても良いと思う。「手話通訳者の確保及び養成に関する施策」の表現で網羅されると考える。

委員) 第2項は施策を実施する度に関係者の意見を聴くということか。

委員) 「努めるものとします」となっているので必要の可否は市が判断するのだろう。

委員) 条例では細かい施策まで規定できないため、関係者の意見を聴くことは重要だと考える。

委員長) 各意見について事務局で検討していただければと思う。

委員長) 「8財政上の措置」について意見あるか。

委員) 施策を「推進」するためではなく「実施」するためにはどうか。

委員長) 各項目で様々な意見が出た。今回の意見を基に事務局で検討し、条例の質を高めていただきたい。

4 その他

事務局) 6月にパブリックコメントを予定している。本日いただいた意見を踏まえ、パブリックコメント用の条例案を作成し送付する。送付した条例案に対して意見等ある場合はご連絡いただき、委員長と協議した上で、最終的な案を作成する。

今回は、パブリックコメントの結果を踏まえた条例案を作成し検討していただく。

次回 7月5日(金) 19時から

5 閉会

以上、会議の内容に相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和元年5月24日

署名委員  署名委員 辻 健人